

仕 様 書 (案)

1 委託事業名

令和8年度観光事業者のインバウンド対応力強化のためのアドバイザー派遣事業

2 実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 目的

本県においては、2015年の北陸新幹線金沢開業を機に、外国人旅行者が大幅に増加し、大きな前進を遂げる一方で、兼六園や金沢城公園、ひがし茶屋街、長町武家屋敷跡などの観光資源がある金沢市に外国人旅行者が集中しており、加賀地域や能登地域への周遊に課題がある状況となっている。こうした課題の解決に向けては、各地域の観光事業者が外国人旅行者のニーズを的確に把握し、集客力および受入体制の向上を図ることが重要である。

本事業では、インバウンド分野に精通したアドバイザーが観光事業者に対して個別支援を行い、具体的な取り組みの実践に繋げるとともに、その成果として他事業者にも展開可能な成功事例を創出することにより、地域全体のインバウンド対応力を底上げし、訪れる外国人旅行者数の増加を図ることを目的とする。

4 業務内容

県内観光関連事業者のインバウンド対応力強化

(1) 観光関連事業者に対するセミナーの開催

観光関連事業者向けに、外国人個人旅行者に選ばれるための情報発信や販売手法（OTA戦略）などに関するセミナーを開催する。

- ① 開催時期：令和8年8月頃
- ② 開催回数：1回以上
- ③ 対象者数：30名程度
- ④ 会場の確保、講師・ファシリテーターの選定、講師との連絡調整、参加者募集・参集、ファシリテーターとの調整、資料作成・印刷等、セミナーを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。
- ⑤ 全体管理及び実施記録（議事録、写真画像含む。）の作成を行うこと。
- ⑥ 留意事項
 - ・講師については、外国人個人旅行者向けに情報発信する上で、観光関連事業者が理解し対応しておくべき事項について、分かりやすく講演できる者とする。
 - ・セミナーの構成については、講師からの講演に加えて、他地域を含む観光関連事業者からの事業者視点での先進事例の紹介を含めることが望ましい。
 - ・セミナー参加者に対するアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。
 - ・募集の方法や具体的な日程については、（公社）石川県観光連盟と十分協議を行った上で決定すること。
 - ・セミナーの実施に当たっては、基本的に現地開催とするが、オンラインも併用して開催となる場合がある。その場合には、オンライン開催に必要なウェブシステム等の準備・調整を行うこと。

- ・講演の様子については、録画し、終了後にその内容を観光関連事業者等が閲覧できるようにすること。
- ・その他、担当職員が指示した事項。
- ・セミナー全体においては（公社）石川県観光連盟と十分協議を行った上で内容を決定すること。

(2) 観光関連事業者に対する個別指導の実施

観光関連事業者向けに、情報発信や販売手法（OTA 戦略など）の個別課題を解決するための具体的な指導を個別に実施する。

- 1) 実施時期：令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月頃
- 2) 対象者数：15 社程度
- 3) 指導回数：15 社程度×3 回以上（計 45 回以上）
- 4) 指導する専門家との連絡調整、対象となる観光関連事業者の募集・選定、対象となる観光関連事業者との連絡調整、行程管理、資料作成・印刷等、個別指導を円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。
- 5) 全体管理及び実施記録（指導内容記録、写真画像含む。）の作成を行うこと。
- 6) 留意事項
 - ・指導は現地訪問、オンラインミーティングなどにより行うこと。
 - ・指導者については、外国人個人旅行者向けに情報発信する上で、観光関連事業者が取るべき適切且つ具体的な対応について、分かりやすく指導できる者とする。
 - ・対象とする観光関連事業者については、募集した上で、応募者多数の場合は（公社）石川県観光連盟と十分協議を行った上で選定すること。
 - ・指導の具体的な内容については、対象とする観光関連事業者が抱える課題の状況を鑑み、解決に向けて臨機応変に対応すること。
 - ・指導の結果は、逐一、（公社）石川県観光連盟に報告すること。
 - ・その他、担当職員が指示した事項。
 - ・フォローアップ全体においては公益社団法人石川県観光連盟と十分協議を行った上で内容を決定すること。

5 本事業の期待する効果

OTA への新規掲載または既存掲載の改善件数 15 件以上

6 事業実績報告書の提出

令和 9 年 3 月 19 日（金）までに、次の事項を含む実績報告書製本 2 部（A4 判縦カラー）及び電子データを、公益社団法人石川県観光連盟へ納品すること。

(1) 観光関連事業者に対するセミナーの開催

- ・講師のプロフィール及び講演内容
- ・参加者名簿

(2) 観光関連事業者に対する個別指導の実施

- ・専門家のプロフィール
- ・指導対象者リスト及び指導内容

・観光関連事業者の改善状況

7 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らす等、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、公益社団法人石川県観光連盟に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 公益社団法人石川県観光連盟と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議の上、その指示に従って進めること。